

証券コード 3150

2025年6月10日

(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番4号

株 式 会 社 グ リ ム ス

代表取締役社長 田 中 政 臣

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第20回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.gremz.co.jp/ir/stock/meeting.html#/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスしていただき、銘柄名(グリムス)又は証券コード(3150)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2025年6月24日(火曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午後1時（受付開始12時30分）
2. 場 所 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル 8F AP品川
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。書面による議決権行使において議案の賛否欄に記載がない場合の取扱いについては、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに行ってください。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gremz.co.jp/ir/stock/meeting.html#/>) 及び東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しておりますので、書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、当該書面に記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gremz.co.jp/ir/stock/meeting.html#/>) 及び東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>
- (2) スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。
※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により議決権を行使される場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2025年6月24日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
・お取引口座を開設されている証券会社
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
・三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120 (782) 031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

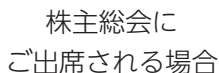
5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

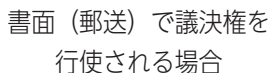
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



本招集ご通知とあわせてお送り
する議決権行使書を会場受付に
ご提出ください。

日 時

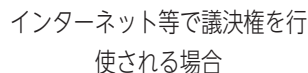
2025年6月25日（水曜日）
午後1時



本招集ご通知とあわせてお送り
する議決権行使書に議案に対す
る賛否をご表示のうえ、ご返送
ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時到着分まで



次ページの案内に従って、議案
に対する賛否をご入力くださ
い。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

・こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第4号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を
 反対する場合 ≫ **「賛」** の欄に○印をし、
 反対する候補者の番号を
 ご記入ください。

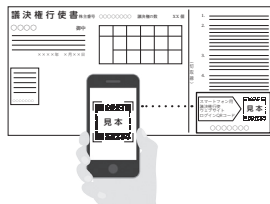
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

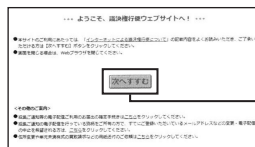
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、企業収益の改善による雇用・所得環境の改善、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがあるなど、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、為替相場の変動や資源価格の高騰による物価上昇や、米国の通商政策による景気の下振れリスクなど、先行きは不透明な状況が続いております。

エネルギーをめぐる状況として、引き続き電力コストの上昇や、GX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた再生可能エネルギーの活用拡大が見込まれることから、当社グループとしては事業用太陽光発電システムを成長の主軸として経営資源を集中し、販売を拡大いたしました。電力小売については、低圧電力における独自燃調（電力市場調達コストの一部を電気代に反映する仕組み）の運用や高圧電力における市場価格連動型契約の促進による電力調達価格変動リスクの低減といった取り組みによるリスクヘッジの徹底を行い、安定的なストック収益として収益基盤の拡充を図ってまいりました。その他、コスト削減・省エネルギー・再生可能エネルギー関連の商品・サービスについての販売も堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は33,340百万円（前期比11.5%増）、営業利益は6,500百万円（前期比24.6%増）、経常利益は6,645百万円（前期比26.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,558百万円（前期比28.7%増）となりました。売上高、各利益は過去最高を更新しております。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

〔エネルギーコストソリューション事業〕

エネルギーコストソリューション事業につきましては、電力の自家消費を提案する事業用太陽光発電システムや蓄電池を主力商材として販売を拡大するとともに、事業者のコスト削減のための各種商材を販売してまいりました。また、事業用P P Aについても、順調に規模を拡大してまいりました。

その結果、エネルギーコストソリューション事業の売上高は9,620百万円（前期比24.4%増）、セグメント利益は4,035百万円（前期比33.2%増）となりました。

〔スマートハウスプロジェクト事業〕

スマートハウスプロジェクト事業につきましては、再生可能エネルギーによる自家消費、太陽光発電の10年間の固定価格買取制度の適用が終わる卒FIT案件の増加、住宅のエネルギーレジリエンス強化へのニーズにより蓄電池への需要があることから、蓄電池の販売を推進いたしました。

その結果、スマートハウスプロジェクト事業の売上高は4,319百万円（前期比2.7%減）、セグメント利益は497百万円（前期比15.3%減）となりました。

〔小売電気事業〕

小売電気事業につきましては、契約数の増加に伴う電力販売量の増加、電力市場価格上昇の影響による販売単価の上昇、相対電源の確保等のリスクヘッジ施策による調達価格の抑制等により、売上高・利益ともに増加いたしました。

その結果、小売電気事業の売上高は19,401百万円（前期比9.4%増）、セグメント利益は2,798百万円（前期比23.4%増）となりました。

事業区分	売上高	構成比
エネルギーコストソリューション事業	9,620,080千円	28.8%
スマートハウスプロジェクト事業	4,319,340千円	13.0%
小売電気事業	19,401,397千円	58.2%
合計	33,340,818千円	100%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は356,845千円であり、その主なものは、事務所設備等328,237千円、車輛8,556千円、ソフトウェア20,051千円の固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金1,300,000千円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2022年3月期)	第 18 期 (2023年3月期)	第 19 期 (2024年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高(千円)	23,252,073	31,392,100	29,908,405	33,340,818
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	2,158,911	2,465,253	3,540,502	4,558,108
1 株当たり当期純利益 (円)	94.81	108.19	153.83	197.30
総 資 産(千円)	13,617,441	17,217,961	21,612,408	26,034,734
純 資 産(千円)	7,968,010	10,008,947	12,991,679	16,309,094
1 株当たり純資産額 (円)	348.55	434.39	558.56	701.89

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2022年3月期)	第 18 期 (2023年3月期)	第 19 期 (2024年3月期)	第 20 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高(千円)	1,583,646	2,130,293	2,409,663	3,393,909
当 期 純 利 益(千円)	972,992	1,144,181	1,459,518	2,206,837
1 株当たり当期純利益 (円)	42.73	50.22	63.41	95.53
総 資 産(千円)	5,207,215	6,878,101	7,554,124	9,130,229
純 資 産(千円)	3,334,869	4,121,102	4,956,482	5,968,215
1 株当たり純資産額 (円)	145.15	177.49	210.75	254.28

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	事 業 内 容
株 式 会 社 G R コ ン サ ル テ ィ ン グ	20,000千円	100.0%	電力料金削減コンサルティング
株 式 会 社 グ リ ム ス パ ワ ー	30,000千円	100.0%	電力料金削減コンサルティング及び電力の小売
株 式 会 社 グ リ ム ス エ ナ ジ ー	10,000千円	100.0%	電力料金削減コンサルティング
株 式 会 社 グ リ ム ス ソ ー ラ ー	10,000千円	100.0%	住宅用太陽光発電システム等の販売及び再生可能エネルギー開発事業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社であります。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、現在、太陽光発電システムや蓄電池、各種省エネ設備、電力の小売、再生可能エネルギー開発事業といった商品・サービスの販売を中心とした収益構造となっておりますが、今後の継続的成長による企業価値の拡大を目指すうえで、以下の事項を重要な経営課題として考えております。

① 人材の確保と育成

当社グループの現在の事業は、事業用太陽光発電システムや蓄電池、各種省エネ設備の販売、電力の小売、一般家庭向けの住宅用太陽光発電システムや蓄電池の販売など、直接顧客に働きかける営業形態が主流のため、当社グループの業績は優秀な営業人員の確保とその育成速度に依存しています。そのため、それぞれの営業に熟達した営業社員の早期育成が重要な課題と認識しております。

顧客情報に基づいた営業支援システムや画像認識AIを使ったマーケティングDX等の効果的な活用による営業社員の活動の一層の効率化、チーム制での人材育成による顧客対応スキルの向上、新入社員の成長速度の向上を促してまいります。また、催事を活用した販売や提携販売については、現在まで蓄積してきた営業ノウハウの向上と教育により、営業社員の早期育成の加速化を目指したいと考えております。

② 収益基盤の強化

当社グループが行う事業の収益構造は、太陽光発電システムや蓄電池等の販売、各種省エネ設備の販売といった、物品の販売によるフロー収益と、電力の小売、売電収益、電子ブレーカーのリプレイス手数料やレンタルといった、継続的な利益を得るストック収益の2種類の収益構造の形態があります。

今後、持続的に成長していくために、安定的な収益基盤を確立するためのストック収益を拡充することが重要な課題と認識しております。ストック収益としての電力の小売は電力市場価格の変動により業績が大きく変動する傾向があるため、独自燃調の導入や相対電源の確保、市場価格連動型契約の推進などのリスクヘッジ施策により業績の変動を抑え、安定的なストック収益源とする方針です。

③ 法令遵守体制の強化

当社グループは、事業者や一般家庭を対象とする販売会社であるため、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社グループサービスに対する真の理解と満足の獲得が必要と認識しております。

そのため、営業社員に対しては、営業マニュアル、コンプライアンスマニュアルを作成し、社内研修等を通じ説明責任等の理解を促しております。また顧客に対しては、販売に際して顧客が当該商品・サービスの内容を正しく理解して購入の意思決定をしているかを、商品購入におけるリスクの認識に係る確認書の徴収と営業部門のバック・オフィスである業務部門から顧

客への電話連絡により確認をしております。

また、当社グループは、個人情報保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者に該当し、同法による規制の対象者となっています。従って、コンピュータシステムにおけるセキュリティ強化に加えて、個人情報保護に係る個人情報取扱規程を定めて厳格に運用しております。

今後におきましても、関係法令の遵守はもとより、顧客の情報管理などに対する万全な体制を確立するとともに、グループ一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底して参ります。

④ 内部統制システムの強化

当社グループにおきましては、新しい事業の展開等の検討・実施を恒常的に行っていることもあり、内部統制システムの整備に関わる継続的な課題が発生いたします。監査等委員会監査や内部監査の過程において、状況変化に応じた内部統制システムの変更必要性を認識するとともに、対応策の早期構築に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
エネルギーコストソリューション事業	法人向け電力料金削減のコンサルティング及び事業用太陽光発電システム等省エネ設備の販売
スマートハウスプロジェクト事業	住宅用太陽光発電システム、蓄電池などのエネルギー関連商品を販売する事業及び再生可能エネルギー開発事業
小売電気事業	電力の小売

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

当 社	本社：東京都品川区
株 式 会 社 G R コ ン サ ル テ ィ ン グ	本社：東京都品川区
	大阪営業部：大阪府大阪市西区
	名古屋営業部：愛知県名古屋市中村区
株 式 会 社 グ リ ム ス パ ワ ー	本社：東京都品川区
株 式 会 社 グ リ ム ス エ ナ ジ ー	本社：東京都品川区
株 式 会 社 グ リ ム ス ソ ー ラ ー	本社：東京都品川区
	名古屋営業所：愛知県名古屋市中村区
	大阪営業所：大阪府大阪市西区
	福岡営業所：福岡県福岡市博多区

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エネルギーコストソリューション事業	195名	33名増
スマートハウスプロジェクト事業	77名	4名減
小売電気事業	51名	29名増
事業区分計	323名	58名増
全社（共通）	23名	4名増
合計	346名	62名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	4名増	40.5歳	5.9年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額（千円）
株式会社りそな銀行	1,248,751
株式会社みずほ銀行	1,074,966
株式会社三井住友銀行	700,000
株式会社三菱UFJ銀行	180,000
株式会社商工組合中央金庫	147,000
株式会社日本政策金融公庫	146,440
三井住友信託銀行株式会社	120,000
日本生命保険相互会社	74,400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,814,800株
- (3) 株主数 3,616名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
田中 政臣	10,790,000株	46.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	2,127,700株	9.21%
株式会社エナリス	1,700,200株	7.36%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,541,100株	6.67%
光通信株式会社	707,100株	3.06%
那須 慎一	682,800株	2.96%
三浦 幹之	339,000株	1.47%
GOVERNMENT OF NORWAY	226,706株	0.98%
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	211,200株	0.91%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	205,100株	0.89%

- (注) 1. 当社は自己株式を712,793株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中政臣	
代表取締役副社長	那須慎一	
取締役	三浦幹之	
取締役	善村賢治	
取締役	加藤孝介	
取締役	江田千重子	
取締役 （監査等委員・常勤）	手塚博水	
取締役（監査等委員）	西本昌道	
取締役（監査等委員）	福島泰三	福島泰三公認会計士事務所 所長 明星監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役江田千重子氏、取締役（監査等委員）手塚博水氏、西本昌道氏及び福島泰三氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）福島泰三氏は公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、監査・監督機能を強化するために、手塚博水氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役江田千重子氏、取締役（監査等委員）西本昌道氏及び福島泰三氏を、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 江田千重子氏、手塚博水氏、西本昌道氏及び福島泰三氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び10頁「1.(3)②重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役を支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	134,550 (6,000)	134,550 (6,000)	— (—)	— (—)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,500 (16,500)	16,500 (16,500)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	151,050 (22,500)	151,050 (22,500)	— (—)	— (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第11回定株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第11回定株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業推進の成果を表す連結営業利益としております。また、当社の業績連動報酬は職位別の基準額に対して連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出いたします。

②取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等

当社は2021年3月15日開催の取締役会において、取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等の決定を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び現在は導入していないが株式報酬を導入することを検討し、実現した際は基本報酬、業績連動金銭報酬、株式報酬により構成することとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標連結営業利益 (KPI) を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

また、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として株式報酬の導入を検討し、導入する際の株式付与数は役位に応じて決定するものとし、退任時に支給するものとする。

エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

取締役会（オの委任を受けた代表取締役社長）は答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を5～15%（業績目標達成時）とし、株式報酬導入後の構成比は導入の際検討する。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるもの(注)とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

(注)取締役会は、代表取締役社長田中政臣に委任しており、その理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を適正かつ効率的に行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役（監査等委員）福島泰三氏は、福島泰三公認会計士事務所所長及び明星監査法人の代表社員であります。なお、当社と福島泰三公認会計士事務所及び明星監査法人との間に特別の関係はありません。
- ② 会社若しくは会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	期待される役割に関して行った職務の概要等
取締役 江田千重子	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。また社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と米国弁護士として企業法務に精通し幅広い法務的な知見に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割と責務を果たしており、また、当社のコンプライアンス対応の実施状況の点検や見直しなどコーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。
取締役 (監査等委員・常勤) 手塚博水	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会19回のすべてに出席いたしました。特に経営、財務会計に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、委員長として監査機能を主導しております。
取締役 (監査等委員) 西本昌道	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会19回のすべてに出席いたしました。特に企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、経営者としての経験を生かした発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 福島泰三	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会19回のすべてに出席いたしました。特に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、財務会計に関する知識を生かした発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2024年6月26日開催の第19回定時株主総会 終結の時をもって退任いたしました。また、同株主総会で新たに三優監査法人が会計監査人に選任され就任 いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	三優監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37,650千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,650千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、監査受託のため予備調査についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1号各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が、取締役（監査等委員）全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、企業行動方針・規範や各種の規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行う。
- ② 内部監査規程に基づき、内部監査室は業務監査及びコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、社長及び監査等委員会に報告する。
- ③ 法令上疑義のある行為について、使用人等が内部通報を行う場合の窓口を、内部通報規程に基づき社外（顧問弁護士）に設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議規程や文書管理規程に基づき、総務部は取締役の決裁等の職務執行に関する情報を、適切に記録・保存し、取締役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会の下、人事部、総務部、財務企画部、経理部の各部門が、コンプライアンス、財務や情報セキュリティ、品質、環境及び自然災害等の各種リスクについて識別・評価し、リスクの回避・低減等の必要な対策を実施するとともに、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は稟議規程や組織分掌権限規程等の整備・見直しを進め、各取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグリムスグループとしての経営理念や企業行動方針を制定し、グループ各社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種の会議を通して、グループ全体の業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築する。

また、グループ会社の横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について十分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行う。

内部監査規程に基づき、内部監査室は関連会社監査や会議・委員会等を通じて関連会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、経理部と連携して連結計算書類等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。取締役（監査等委員）が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は取締役（監査等委員）に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 監査等委員会は、取締役及び使用人が定時又は臨時に監査等委員会へ報告すべき事項を定める。
- ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告する。
- ④ 監査等委員会への報告は取締役（監査等委員・常勤）への報告をもって行う。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(9) 取締役（監査等委員）の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 取締役（監査等委員）からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 取締役（監査等委員）からの求めがある場合、取締役（監査等委員）の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員）は、取締役会・役員部長連絡会・その他取締役（監査等委員）が重要と認める会議に出席する。
- ② 取締役（監査等委員）は、決裁書・社内情報システム・その他取締役（監査等委員）が重要と認める報告書等の文書を随時閲覧する。

- ③ 取締役（監査等委員）は、毎月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報交換並びに協議を行うとともに、会計監査人から定期的並びに必要に応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記「業務の適正を確保するための体制」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

(1) 取締役会における決議事項

当社は「取締役会規程」に規定する「付議基準」に則り、取締役会への付議、報告を行っており、当事業年度においては年度予算、月次決算、規程類制定・改廃、適時開示書類、資金調達、子会社への貸付等の決議を行っております。

(2) コンプライアンスについて

当社は、企業行動方針や各種の規程類の制定・改廃を通じて、法令・定款への適合を確保するとともに、内部監査室による監査を実施し、取締役及び取締役（監査等委員）への報告をしております。また、内部公益通報者を保護する観点から窓口を社外（顧問弁護士）に設置しております。

(3) リスクマネジメントについて

当社は、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクを識別、分析、評価し、定期的に見直しを実施し、対応策の実施状況を検証しております。

(4) 子会社経営管理について

各子会社の事業運営状況については、取締役会及び執行会議に報告が行われております。また、内部監査室は監査計画に則り各子会社の内部監査を実施しております。

(5) **取締役の職務執行について**

当社は、原則毎月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決議するとともに、業務執行に関する報告を行い、取締役の職務執行に関する監督を行っております。また、取締役会で決定した方針に則り、効率的な職務執行が行われるよう「役員部長連絡会」において周知徹底を行っております。

(6) **取締役（監査等委員）の職務執行について**

取締役（監査等委員）は役員部長連絡会やその他重要な会議への出席を通じて、必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに決裁書等の業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなど健全な経営体制と効率的な運用を図るため助言を行っております。また、取締役（監査等委員）は代表取締役、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努めております。

(7) **内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価について**

当社は、内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を定め、評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,518,496	流 動 負 債	7,048,659
現 金 及 び 預 金	13,850,883	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,792,495
受取手形、売掛金及び契約資産	4,705,977	1 年内返済予定の長期借入金	1,349,708
商 品	2,563,121	未 払 金	1,007,346
前 払 費 用	144,285	未 払 法 人 税 等	1,279,405
未 収 消 費 税 等	4,014	未 払 消 費 税 等	531,736
そ の 他	279,484	契 約 負 債	45,196
貸 倒 引 当 金	△29,270	預 り 金	33,347
固 定 資 産	4,516,238	そ の 他	9,425
有 形 固 定 資 産	1,449,045	固 定 負 債	2,676,980
建 物	94,491	長 期 借 入 金	2,341,849
構 築 物	2,522	資 産 除 去 債 務	83,784
機 械 及 び 装 置	1,125,186	そ の 他	251,346
車 両 運 搬 具	16,612	負 債 合 計	9,725,640
工 具 、 器 具 及 び 備 品	64,606	純 資 産 の 部	
土 地	123,877	株 主 資 本	16,276,163
建 設 仮 勘 定	21,747	資 本 金	708,306
無 形 固 定 資 産	175,689	資 本 剰 余 金	446,919
ソ フ ト ウ ェ ア	175,689	利 益 剰 余 金	15,603,407
投 資 そ の 他 の 資 産	2,891,503	自 己 株 式	△482,470
投 資 有 価 証 券	2,082,529	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△61,005
繰 延 税 金 資 産	339,900	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△15,418
敷 金 及 び 保 証 金	413,898	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△45,587
そ の 他	55,175	新 株 予 約 権	93,936
資 産 合 計	26,034,734	純 資 産 合 計	16,309,094
		負 債 純 資 産 合 計	26,034,734

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	売上		33,340,818
	売上原価		22,356,667
	売上総利益		10,984,150
販売費及び一般管理費			4,484,029
営業利益			6,500,120
営業外収益	受取利息	6,199	
	有価証券利息	2,478	
	受取配当金	120,707	
	受取手数料	14,609	
	受取保険料	12,097	
	その他	13,324	169,415
	営業外費用		
	支払利息	15,988	
	減価償却費	3,075	
	その他	5,173	24,237
経常利益			6,645,298
特別利益	固定資産売却益	35	
	補助金収入	87,076	87,111
特別損失	固定資産除却損	2,398	
	固定資産売却損	1,255	
	固定資産圧縮損	87,076	90,730
税金等調整前当期純利益			6,641,680
法人税、住民税及び事業税		2,073,486	
法人税等調整額		10,085	2,083,571
当期純利益			4,558,108
親会社株主に帰属する当期純利益			4,558,108

連結株主資本等変動計算書
(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2 0 2 4 年 4 月 1 日 残 高	708,306	446,919	12,246,603	△482,470	12,919,359
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△1,201,304	－	△1,201,304
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	4,558,108	－	4,558,108
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3,356,803	－	3,356,803
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 残 高	708,306	446,919	15,603,407	△482,470	16,276,163

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
2 0 2 4 年 4 月 1 日 残 高	△15,486	－	△15,486	87,806	12,991,679
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△1,201,304
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	4,558,108
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	68	△45,587	△45,519	6,129	△39,389
当 期 変 動 額 合 計	68	△45,587	△45,519	6,129	3,317,414
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 残 高	△15,418	△45,587	△61,005	93,936	16,309,094

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,637,133	流 動 負 債	1,523,533
現金及び預金	4,859,837	1年内返済予定の長期借入金	866,224
前払費用	64,951	未払金	185,631
未収入金	711,155	未払費用	3,731
その他	1,189	未払法人税等	396,070
固 定 資 産	3,493,095	未払消費税等	66,224
有形固定資産	141,460	預り金	5,650
建物	91,382	固 定 負 債	1,638,480
車両運搬具	2,699	長期借入金	1,460,742
工具、器具及び備品	29,194	資産除去債務	59,691
土地	693	その他	118,047
建設仮勘定	17,490	負 債 合 計	3,162,013
無形固定資産	156,163	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	156,163	株 主 資 本	5,889,696
投資その他の資産	3,195,471	資 本 金	708,306
投資有価証券	2,082,529	資 本 剰 余 金	446,919
関係会社株式	783,905	資 本 準 備 金	446,919
出 資 金	20	利 益 剰 余 金	5,216,940
繰延税金資産	94,043	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,216,940
敷金及び保証金	184,053	繰 越 利 益 剰 余 金	5,216,940
その他	50,920	自 己 株 式	△482,470
資 産 合 計	9,130,229	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△15,418
		その他有価証券評価差額金	△15,418
		新 株 予 約 権	93,936
		純 資 産 合 計	5,968,215
		負 債 純 資 産 合 計	9,130,229

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,393,909
売上原価	-
売上総利益	3,393,909
販売費及び一般管理費	832,438
営業利益	2,561,470
営業外収益	
受取利息	2,043
有価証券利息	2,478
受取配当金	120,707
賃貸収入	199,389
その他	1,558
営業外費用	
支払利息	10,507
賃貸原価	199,389
その他	254
経常利益	2,677,495
税引前当期純利益	2,677,495
法人税、住民税及び事業税	482,178
法人税等調整額	△11,520
当期純利益	2,206,837

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 本 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
2024年4月1日残高	708,306	446,919	446,919	4,211,407	4,211,407	△482,470	4,884,163
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△1,201,304	△1,201,304	－	△1,201,304
当 期 純 利 益	－	－	－	2,206,837	2,206,837	－	2,206,837
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	1,005,533	1,005,533	－	1,005,533
2025年3月31日残高	708,306	446,919	446,919	5,216,940	5,216,940	△482,470	5,889,696

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2024年4月1日残高	△15,486	△15,486	87,806	4,956,482
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△1,201,304
当 期 純 利 益	－	－	－	2,206,837
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	68	68	6,129	6,198
当 期 変 動 額 合 計	68	68	6,129	1,011,732
2025年3月31日残高	△15,418	△15,418	93,936	5,968,215

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社グリムス
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 岩 田 亘 人
公認会計士 河 合 秀 敏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリムスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社グリムス
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 岩 田 亘 人
公認会計士 河 合 秀 敏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリムスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社グリムス 監査等委員会

監査等委員（常勤） 手 塚 博 水 ㊟

監査等委員 西 本 昌 道 ㊟

監査等委員 福 島 泰 三 ㊟

(注) 監査等委員手塚博水、西本昌道及び福島泰三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

第20期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元策の一環として、配当を実施するという方針のもと、次のとおりといたしたいと存じます。

- ①配当財産の種類
金銭といたします。
- ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金59円 総額1,363,018,413円
- ③剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
認知度向上を図り、ブランド力強化のための施策の一環として、商号の英文表記を「gremz,Inc.」から「grems,Inc.」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。
- 2. 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社グリムスと称し、英文では、 <u>gremz,Inc.</u> と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社グリムスと称し、英文では、 <u>grems,Inc.</u> と表示する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	田中政臣 (1978年10月21日)	1999年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ) 入社 2003年 4 月 株式会社テレウェイヴリンクス (現：株式会社アイフラッグ) 取締役就任 2004年 6 月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ) 取締役就任 2005年 7 月 当社代表取締役社長就任（現任）	10,790,000株
2	那須慎一 (1975年11月23日)	1999年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ) 入社 2003年10月 株式会社アントレプレナー入社 2004年11月 同社取締役就任 2006年 7 月 当社取締役就任 2007年 4 月 当社常務取締役就任 営業本部長 2011年 4 月 株式会社グリムスソーラー代表取締役社長就任 株式会社G Rコンサルティング代表取締役社長就任 2012年12月 株式会社G F ライテック（現：株式会社グリムスパワー）代表取締役社長就任 2013年 6 月 当社代表取締役副社長就任（現任）	682,800株

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	三浦 幹之 (1974年4月19日)	1995年4月 キャンシステム株式会社入社 1997年9月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラグ) 入社 2003年1月 工事ドットネット株式会社 (現：株式会社アントレプレナー) 入社 2005年7月 当社監査役就任 2005年8月 当社業務部長 2007年4月 当社営業本部副本部長 2009年6月 当社取締役就任 (現任) 2012年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 株式会社G Rコンサルティング取締役就任 株式会社G F ライテック (現：株式会社グリムスパワー) 取締役就任 2013年4月 株式会社G Rコンサルティング 代表取締役社長就任 2016年2月 株式会社グリムスパワー代表取締役社長就任 2019年4月 同社取締役就任 (現任) 2021年4月 株式会社G Rコンサルティング 取締役就任 (現任)	339,000株
4	善村 賢治 (1959年2月24日)	1978年4月 大倉商事株式会社 (現：株式会社大蔵) 入社 1979年3月 大增商事株式会社入社 1982年3月 アコム株式会社入社 1998年2月 株式会社キッド入社 1999年4月 同社取締役就任 2000年11月 株式会社サクセス取締役就任 2004年8月 同社常務取締役就任 2005年11月 株式会社ジー・モード入社 管理本部長 2006年6月 同社取締役就任 2007年1月 同社取締役経営企画室長 2008年4月 同社取締役管理本部長 2010年3月 株式会社アプリックス取締役就任 2012年10月 当社入社 管理統括部長 2013年6月 当社取締役就任 (現任) 2015年6月 株式会社G F ライテック (現：株式会社グリムスパワー) 取締役就任	21,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	加藤 孝介 (1979年7月23日)	2003年4月 株式会社テレウェイヴリックス (現：株式会社アイフラッグ) 入社 2005年9月 当社入社 2011年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 2013年4月 同社代表取締役社長就任 2016年6月 当社取締役就任(現任) 2019年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 2022年4月 同社代表取締役社長就任(現任)	113,200株
6	江田 千重子 (1950年11月21日)	1985年9月 Milbank, Tweed, Hadley & McCloy LLP (現 Milbank LLP) 入所 1986年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1990年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録 1995年10月 Morrison & Foerster LLP入所 1998年9月 シャーマンアンドスターリング外国法事務弁護士事務所入所 2003年7月 Johnson & Johnson, Law Department (本社法務本部) 日本代表就任 2009年3月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 代表取締役就任 ヤンセン・ファーマ株式会社 取締役就任 2018年1月 株式会社GSTV 取締役就任 2020年1月 当社顧問就任 2020年6月 当社取締役就任(現任) 2022年3月 株式会社成城石井監査役就任 2022年5月 株式会社成城石井監査等委員取締役就任	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、16頁の事業報告「4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されたと、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 取締役候補者江田千重子氏は、社外取締役候補者であります。江田千重子氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 江田千重子氏は、企業経営者としての豊富な経験と米国弁護士として企業法務に精通した幅広い法務的な知見に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割と責務を果たしており、また、当社のコンプライアンス対応の実施状況の点検や見直しなどコーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。引き続き当該知見を生かして、社外取締役として適切な助言が期待できると判断したため、選任をお願いするものであります。
5. 江田千重子氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、江田千重子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
わか 若 お 尾 しん 慎 いち 一 (1962年1月12日) 【新任】	1984年 4 月 株式会社丸井 (現：株式会社 丸井グループ) 入社 1988年10月 監査法人朝日新和会計社 (現：有限責任あずさ監査法人) 入所 2009年 5 月 朝日監査法人 (現：有限責任あずさ監査法人) 代表社員就任 2010年 7 月 有限責任あずさ監査法人パートナー就任 2015年12月 公認会計士試験委員（監査論）就任 2021年12月 公認会計士試験委員（監査論）就任（現任） 2024年 7 月 若尾慎一公認会計士事務所所長就任（現任） 2025年 4 月 当社顧問就任（現任）	一株

- (注) 1. 若尾慎一氏と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、16頁の事業報告「4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 若尾慎一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として会計・財務・税務に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、これらを当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていきたいため、社外取締役候補者といいたしました。
4. 若尾慎一氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額といたします。

以 上

(ご参考)

第3号議案及び第4号議案を原案どおりご承認にいただいた場合の当社の取締役の主な専門性と経験

氏名	当社における地位	事業マネジメント	業界知識	コンプライアンス/ リスク管理	財務/ 会計	人材マネジメント	サステナビリティ
田中 政臣	代表取締役社長	○	○	○		○	○
那須 慎一	代表取締役副社長	○	○	○		○	○
三浦 幹之	取締役	○	○	○		○	
善村 賢治	取締役			○	○	○	○
加藤 孝介	取締役	○	○	○		○	
江田 千重子	取締役			○			
手塚 博水	監査等委員である取締役			○	○		
西本 昌道	監査等委員である取締役			○			
若尾 慎一	監査等委員である取締役			○	○		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図



会 場 東京都港区港南1-6-31

品川東急ビル 8F

AP品川

お問い合わせ先 (03) 3472-3109

最寄り駅 JR線・京浜急行本線 品川駅 港南口 徒歩6分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいます
ようお願い申し上げます。

